

# グループ保険【旧総合保障保険】 医療保障部分

## ＜加入内容＞

(死亡保険金)	万円	➔	現在の医療保障 保険料 円
(入院給付金)	円/日		
(手術給付金)	万円		
(入院給付金)	円/日		
(手術給付金)	万円		

※対象となるお子さまは、20歳未満の未婚のお子さまとなります。  
 ※保険料払込免除契約は、保険料欄を0円と表示しています。  
 ※2024年1月1日時点で更新可能な保障内容のみを記載しています。

## 死亡保険金受取人

保険金受取人を複数指定している場合はその中の1名を表記しております。

※死亡保険金受取人を変更される場合(改姓名等含む)は、必ず「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。

※グループ保険【旧総合保障保険】医療保障部分とソニーグループ福利厚生者の保険「グループ保険(団体定期保険)」の死亡保険金受取人は同一になります。「グループ保険(団体定期保険)」の死亡保険金受取人を変更される場合、【旧総合保障保険】医療保障部分の死亡保険金受取人も同様に変更となります。

## お手続きのご案内

以下4つの中からご希望のお手続きをご確認いただき、右記の『医療保障「改姓名等届出書」兼「プラン変更・脱退請求書』をご提出ください。

★継続(改姓名等なし) ➔ お手続き不要です。

★継続(改姓名等あり)

★プラン変更 [ご家族(配偶者+お子さま)のみ脱退]

・脱退

『医療保障「改姓名等届出書」兼「プラン変更・脱退請求書』をご提出ください。

改姓名等は[改姓名等の届出]欄を、プラン変更・脱退は[プラン変更・脱退のご請求]欄をご記入ください。

## 注意事項

当保障の新規加入は取り扱っておりません。「脱退」をされますと再加入できませんのでご注意ください。  
 ※新たに別の医療保険等(ソニーセーフティプランを含みます)に加入(乗換)される場合、当該医療保険等の保障開始前に生じていたケガや病気に対しては、別の新たな医療保険等に基づく入院給付金等のお支払いがなされない場合があります。  
 ※新しく別の医療保険に変更される場合、お客さまの健康状態によっては、ご加入いただけない場合もあります。「脱退」される場合には充分ご注意ください。

## 【★の場合の保険料は下表にてご確認ください】

- ・ご継続は1年ごとの自動更新となります。
- ・保険期間は、2024年1月1日より2024年12月31日までの1年となっております。
- ・保険料は、2024年1月1日現在の年齢で計算されます。(その後、12カ月間は同じ保険料が適用されます)

## ●保険料の参照方法

死亡保険金額	70万円	200万円
ご本人のみ	ア	イ
(配偶者+お子さま)	ア+ウ	イ+ウ

・対象となるお子さまは、20歳未満の未婚のお子さまとなります。

## ●保険料表

**ア 死亡保険金額70万円の場合**  
 死亡保険金 70万円  
 入院給付金 5千円/日  
 手術給付金 5、10、20万円  
 1入院の支払期間 5日目より120日間  
 通算支払限度 700日分

年齢	月払保険料(集団扱)		年齢	月払保険料(集団扱)	
	男性	女性		男性	女性
25歳	1,122円	1,433円	51歳	1,873円	1,753円
26歳	1,111円	1,489円	52歳	1,970円	1,797円
27歳	1,110円	1,534円	53歳	2,073円	1,846円
28歳	1,111円	1,566円	54歳	2,183円	1,896円
29歳	1,112円	1,587円	55歳	2,286円	1,950円
30歳	1,117円	1,598円	56歳	2,413円	2,010円
31歳	1,128円	1,601円	57歳	2,553円	2,081円
32歳	1,134円	1,604円	58歳	2,711円	2,160円
33歳	1,146円	1,597円	59歳	2,878円	2,246円
34歳	1,152円	1,585円	60歳	3,064円	2,339円
35歳	1,165円	1,564円	61歳	3,265円	2,441円
36歳	1,179円	1,542円	62歳	3,479円	2,543円
37歳	1,195円	1,522円	63歳	3,702円	2,649円
38歳	1,215円	1,505円	64歳	3,941円	2,752円
39歳	1,237円	1,489円	65歳	4,184円	2,872円
40歳	1,263円	1,477円	66歳	4,447円	3,007円
41歳	1,290円	1,471円	67歳	4,725円	3,167円
42歳	1,322円	1,473円	68歳	5,018円	3,360円
43歳	1,355円	1,488円	69歳	5,343円	3,585円
44歳	1,392円	1,509円	70歳	5,692円	3,834円
45歳	1,432円	1,536円	71歳	6,064円	4,105円
46歳	1,488円	1,570円	72歳	6,471円	4,387円
47歳	1,551円	1,606円	73歳	6,912円	4,681円
48歳	1,625円	1,641円	74歳	7,399円	4,987円
49歳	1,700円	1,676円	75歳	7,907円	5,296円
50歳	1,782円	1,714円			

**イ 死亡保険金額200万円の場合**  
 死亡保険金 200万円  
 入院給付金 5千円/日  
 手術給付金 5、10、20万円  
 1入院の支払期間 5日目より120日間  
 通算支払限度 700日分

年齢	月払保険料(集団扱)		年齢	月払保険料(集団扱)	
	男性	女性		男性	女性
25歳	1,386円	1,653円	51歳	2,438円	2,197円
26歳	1,374円	1,710円	52歳	2,566円	2,256円
27歳	1,372円	1,757円	53歳	2,701円	2,324円
28歳	1,374円	1,791円	54歳	2,849円	2,390円
29歳	1,376円	1,815円	55歳	2,995円	2,461円
30歳	1,383円	1,829円	56歳	3,171円	2,541円
31歳	1,395円	1,837円	57歳	3,367円	2,633円
32歳	1,404円	1,845円	58歳	3,586円	2,738円
33歳	1,418円	1,843円	59歳	3,822円	2,854円
34歳	1,427円	1,838円	60歳	4,085円	2,979円
35歳	1,445円	1,823円	61歳	4,370円	3,114円
36歳	1,467円	1,808円	62歳	4,675円	3,247円
37歳	1,493円	1,795円	63歳	4,997円	3,383円
38歳	1,522円	1,785円	64歳	5,338円	3,518円
39歳	1,557円	1,775円	65歳	5,689円	3,676円
40歳	1,595円	1,770円	66歳	6,067円	3,856円
41歳	1,635円	1,770円	67歳	6,473円	4,074円
42歳	1,680円	1,778円	68歳	6,910円	4,335円
43歳	1,727円	1,800円	69歳	7,401円	4,645円
44歳	1,779円	1,833円	70歳	7,944円	4,994円
45歳	1,835円	1,873円	71歳	8,551円	5,389円
46歳	1,914円	1,924円	72歳	9,231円	5,814円
47歳	2,000円	1,981円	73歳	9,991円	6,271円
48歳	2,100円	2,034円	74歳	10,852円	6,757円
49歳	2,202円	2,087円	75歳	11,802円	7,267円
50歳	2,315円	2,141円			

**ウ 配偶者、お子さまの保障を付けられている場合**  
 ⑦または①の保険料に下記の保険料を加えてください。  
 配偶者とお子さまの入院給付金 3千円/日  
 配偶者とお子さまの手術給付金 3、6、12万円  
 1入院の支払期間 5日目より120日間  
 通算支払限度 700日分

配偶者年齢	月払保険料(集団扱)		配偶者年齢	月払保険料(集団扱)	
	男性	女性		男性	女性
25歳	1,779円	1,980円	51歳	2,133円	2,100円
26歳	1,773円	2,013円	52歳	2,181円	2,121円
27歳	1,773円	2,040円	53歳	2,232円	2,145円
28歳	1,773円	2,058円	54歳	2,286円	2,172円
29歳	1,776円	2,070円	55歳	2,337円	2,196円
30歳	1,779円	2,076円	56歳	2,394円	2,229円
31歳	1,782円	2,076円	57歳	2,460円	2,265円
32歳	1,788円	2,076円	58歳	2,535円	2,301円
33歳	1,791円	2,070円	59歳	2,613円	2,343円
34歳	1,794円	2,061円	60歳	2,700円	2,391円
35歳	1,800円	2,049円	61歳	2,793円	2,439円
36歳	1,806円	2,031円	62歳	2,892円	2,490円
37歳	1,812円	2,016円	63歳	2,994円	2,544円
38歳	1,821円	2,004円	64歳	3,105円	2,598円
39歳	1,830円	1,992円	65歳	3,216円	2,655円
40歳	1,842円	1,983円	66歳	3,336円	2,721円
41歳	1,854円	1,980円	67歳	3,462円	2,802円
42歳	1,869円	1,977円	68歳	3,591円	2,895円
43歳	1,884円	1,983円	69歳	3,732円	3,000円
44歳	1,902円	1,992円	70歳	3,879円	3,117円
45歳	1,920円	2,004円	71歳	4,026円	3,243円
46歳	1,950円	2,019円	72歳	4,185円	3,363円
47歳	1,980円	2,034円	73歳	4,344円	3,489円
48歳	2,013円	2,049円	74歳	4,515円	3,612円
49歳	2,049円	2,064円	75歳	4,677円	3,732円
50歳	2,088円	2,082円			

# 医療保障部分\* 規定事項について

(※ソニー生命の平準定期保険(無配当)入院総合保障特約(87)付 集団扱料率 保険期間1年/保険料払込期間1年)

## 保険金・給付金のお支払いと保障内容について

お支払いする保険金等	保 障 内 容
死亡保険金(*1)	被保険者が保険期間中に死亡された場合に、その被保険者について定められた額の死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
高度障害保険金(*1)	被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられた場合に、その被保険者について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金を主契約の被保険者にお支払い(*2)します。
疾病入院給付金(*6)(*7)	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として、医療法に定める日本国内の病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれと同等の日本国外の医療施設(以下、「病院または診療所」といいます)に、保険期間中に5日以上継続(*3)して入院された場合、1日につき、所定の入院給付金日額を主契約の被保険者にお支払いします。(1回の入院につき120日まで、ただし、入院開始日からその日を含めての4日間はお支払いの対象となりません。支払日数は通算して700日を通算支払限度とします)
災害入院給付金(*6)(*7)	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(*4)による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内に病院または診療所に、保険期間中に5日以上継続(*3)して入院をされた場合、1日につき、所定の入院給付金日額を主契約の被保険者にお支払いします。(1回の入院につき120日まで、ただし、入院開始日からその日を含めての4日間はお支払いの対象となりません。支払日数は通算して700日を通算支払限度とします)
手術給付金(*7)(*8)	被保険者が、病院または診療所において、責任開始期以後に発病した疾病の治療もしくは発生した不慮の事故(*4)その他の外因による傷害の治療を直接の目的として、保険期間中に所定の手術を受けたとき、または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞移植することを目的として責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた骨髄幹細胞採取手術(*5)を受けたとき、手術1回につき入院給付金日額に約款別表に定める給付倍率(10倍・20倍・40倍のいずれか)を乗じた給付金を主契約の被保険者にお支払いします。

- \*1 主契約の被保険者のみがお支払いの対象となります。
  - \*2 高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、高度障害状態になった時から消滅したものとします。
  - \*3 転入院・再入院をした場合、退院の翌日から起算して31日以内の転入院・再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると当社が認めるときは継続した1回の入院とみなします。
  - \*4 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故で約款に定めるものとします。
  - \*5 末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。また末梢血幹細胞採取手術が2日以上にわたった場合、1回の手術とみなします。
  - \*6 更新時は、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなし、支払日数および支払限度は通算されます。
  - \*7 災害入院給付金・疾病入院給付金のいずれかの給付金のお支払いが通算の支払限度に達した場合には消滅します。
  - \*8 約款別表に定める一部手術によっては、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とするものもあります。
- ※詳細については、下記の(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターへご照会ください。

(手術給付金の倍率例)

手術の種類	給付倍率
胃切除術	入院給付金日額の40倍
緑内障手術	入院給付金日額の20倍
虫垂切除術	入院給付金日額の10倍
骨髄幹細胞採取手術(*5)	入院給付金日額の20倍

## 保険金・給付金をお支払いできない場合

加入お申し込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げるときには保険金・給付金をお支払いすることはできません。また、下記のような場合にも保険金・給付金をお支払いできませんので、特にご注意ください。

### ●免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金
●責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき ●保険契約者や死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき ●保険契約者や被保険者の故意により、被保険者が高度障害状態になられたとき ●被保険者が、戦争その他変乱を原因として死亡し、または高度障害状態になった場合、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響をおよぼすときは、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。
入院給付金・手術給付金
次のいずれかにより被保険者が支払事由に該当されたとき ●被保険者の薬物依存 ●保険契約者や被保険者の故意または重大な過失 ●被保険者の犯罪行為 ●被保険者の精神障害を原因とする事故 ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ●被保険者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ●地震・噴火・津波* ●戦争その他の変乱* ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)や腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません) *被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院給付金の支払事由に該当した場合でもこれらの事由により入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、入院給付金の全額を支払い、またはその全額を削減して支払います。

- 告知義務違反があった場合  
告知していただいた内容が事実と相違していたときは、保険契約を解除することがあります。この場合、支払事由が生じても保険金・給付金をお支払いいたしません。また、保険料の払込も免除いたしません。
- 重大な事由に該当した場合  
次のような事由に該当した場合、保険契約を解除し、支払事由が生じても保険金・給付金をお支払いいたしません。また、保険料の払込も免除いたしません。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(保険料の払込免除を含みます)を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故(未遂を含みます)を起こした場合。
  - ② 保険金・給付金の請求に関して、保険金・給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合。
  - ③ 保険契約者、被保険者、または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき。
    - ・暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること。
    - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
    - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
    - ・保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約との重複によって、給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反するおそれがある場合。
- ⑤ その他、前記①～④と同等の重大な事由があった場合。

### ●不法に取得する目的の場合

- 契約締結の状況、保険金・給付金の請求の状況などから判断して、保険契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的、または他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的で、保険契約の締結をしたと認められる場合は、保険契約は無効となります。
- 契約の締結に際し、詐欺行為があった場合  
契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人に詐欺行為があったときは、保険契約は無効となります。
- 失効中に支払事由が生じた場合  
猶予期間満了日までに保険料のお払い込みがなかったときなど、ご契約が効力を失っているときに、支払事由が生じても保険金・給付金をお支払いいたしません。また、保険料の払込免除事由が生じても、払込を免除いたしません。

## 保障継続について

ソニーグループ在職時は、契約更新日1月1日時点で満75歳まで更新可能です。(保障は同年12月31日までご継続いただけます)。ソニーグループご退職後にソニー友の会に入会および継続加入される方は、満70歳を迎える誕生日の末日までご継続いただけます。

## その他の事項について

- 本契約はソニーグループ社員の方々を対象とする集団扱(契約者:ソニーグループ(株))としております。医療保障部分の規定事項については「平準定期保険普通保険約款」「入院総合保障特約(87)条項」「家族入院総合保障特約(87)条項」等に準拠しており、前記普通保険約款及び特約条項、別表(まとめて以下「約款」といいます)が適用されます。給付内容等についての、より詳しい情報を記載した「約款」につきましてはソニーグループ専用保険のページまたはソニー生命保険(株)HP (<https://www.sonylife.co.jp/sonygp>)にて閲覧いただけます。
- なお、別途「ご契約のしおり」約款をご希望の方は(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターまでお申し付けください。
- 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について  
保険料は払込期間中にお払い込みください。なお、払込期間中にお払い込みがない場合でも、猶予期間(払込期月の翌月初日から末日まで)がありますので、その期間内にお払い込みいただくようお願いいたします。なお、保険料のお払い込みがないうまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力を失います(失効)。(職中の保険料のお払い込みは、給与控除扱いとなっております)
- 所定の事故により所定の身体障害の状態に該当した時には当社は以降の保険料の払込を免除することがあります。
- 解約返戻金はありません。保険月間以外での脱退は、(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターまでお申し出ください。当月15日までに脱退のお手続きをされた場合、当月末日付で脱退となります。
- 例) 1月15日までに脱退手続き⇒1月を最終保険料控除とし、1月末日付で脱退。
- ・生命保険制度が健全に運営されるよう(一社)生命保険協会においてこれらの保険金・給付金のある保険契約および特約についての登録を実施しております。また、隣接他業態との間において契約内容を相互に照会するために「契約内容照会制度」を設けております。
- ・万一、保険会社が経営破綻に陥った場合には、保険金額、給付金額等が削減される場合があります。その際には生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただしこの場合でも、保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」  
TEL:03-3286-2820 <http://www.seihohogo.jp/>までお問い合わせください。

## 引受保険会社

# ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
カスタマーセンター 0120-158-821  
(9:00～17:30 ※日曜、ゴールデンウィーク、年末年始を除く)  
公式ホームページ <https://www.sonylife.co.jp/>

お問い合わせ先

株式会社NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンター

〒141-0001 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山3F TEL:0120-58-6633